

第6回 北九州市景観審議会改定検討部会 議事要旨

日時：令和8年5月19日（火）10:00～12:00

場所：北九州市役所本庁舎 15階 15C 会議室

出席者（委員）：

三笠 友洋、井上 龍子、佐久間 治、田中 康子、中原 知美、福島 規子
6名（欠席：壹岐尾 恵美 1名）

出席者（事務局）：

指導部長 山内、建築指導課長 村上、景観形成係長 湯浅、主任 田中

議事1 北九州市景観づくりマスタープランの改定について （業務委託の発注内容など）

事務局から内容説明を行った。

<資料1>令和8年度業務委託 仕様書（案）

<資料2>令和8年度業務委託プロポーザルに伴う提案項目（案）

<資料3>令和8年度業務委託 スケジュール

【業務の流れについて】

委員 今年度と来年度の2年間で、どのように業務を進めるのか。

事務局 今年度は材料集め（情報収集・アンケート・課題抽出など）と仮目標設定を行い、来年度は章立てやデザインなど具体的な素案を完成させる。

委員 今年度と来年度で委託事業者が変わるのか。

事務局 年度ごとの別契約となるため、委託事業者が同じ場合・変わる場合のどちらも想定される。なお、今年度はプロポーザル方式による業者選定を予定しているが、来年度の選定方式はまだ決まっていない。

委員 2年間で同一事業者とした方が、プロポーザルにおいて積極的に提案して頂けるのではないかと。

事務局 単年度の契約となるため、同一事業者に限定することはできない。

委員 現在の仕様書（案）だけでは来年度の業務内容が把握できない。今年度の委託事業者が来年度の業務内容を見据えて提案・業務実施できるよう、2年間の業務の流れを提示した方がよいのでは。

事務局 仕様書（案）と別に、2年間の業務の流れがわかる資料を追加する。

【基礎資料について】

委員 本マスタープラン第一回改定後の中間報告（令和5年）の資料や、新ビジョンなどの都市政策に関する資料は、市ホームページに公開しているのか。

事務局 中間報告については、令和5年7月の北九州市景観審議会に諮ったのみで、市ホームページに公開していないため、近日中に公開予定。その他の都市政策に関する資料は、関係部署が市ホームページに公開しているため、参考として頂きたい。

【各地域拠点の景観ビジョンの策定について】

- 委員 北九州には歴史・特徴のある各地域があるため、市全体の重点課題・重点目標の設定に留まらず、小倉や戸畑など、各地域拠点の具体的な景観ビジョンまで策定して頂きたい。
- 事務局 現在のマスタープランでは十数か所の地域拠点を設定しており、それが景観計画における景観重点整備地区となっているが、ご指摘の通り、各地域拠点の景観特性を活かしたビジョンが設定されているわけではないため、ほとんどの景観重点整備地区について色彩規制がほぼ同一となっている。そのため、来年度に代表的な地域拠点を抽出し、エリアのまちづくり方針に沿った景観ビジョンを策定したいと考えている。
- 委員 来年度そのような業務を想定しているのであれば、今年度の委託業務を発注する時点で、各地域の歴史や課題、ポテンシャルを調べるなどを、業務内容に記載・指示した方が良いのでは。
- 事務局 そのため、仕様書（案）の業務内容に「基礎情報として、市内主要エリアの最新のまちづくり情報や関連計画を整理すること」と記載している。また、市民等からの意見聴取については、具体的に仕様書に方法・範囲などを記載してしまうと、プロポーザルにおける事業者の提案の余地がなくなるため、基礎的な記載内容に留めておき、事業者からの提案を期待している。
- 委員 現在の景観計画における景観重点整備地区のイメージパースが、全国どこでもあるような風景となっているため、各地区の特徴がわかるストーリー性のあるものに変えた方が良い。
- 事務局 前述の通り、現在のマスタープランでは各地域拠点の方針や基準が明確に定められていないため、特徴のないイメージパースとなっている。各地域拠点が目指す景観ビジョンが描ければ、パースに反映できると考えている。
- 委員 景観重点整備地区の一つでエリアマネジメントを行っており、各建築物の管理規約や施設細則などに統一ルールを記載することで、景観保全を図っているが、市の定める景観計画には最低限の色彩基準しか記載されていないため、建築主や事業者にそこまでしか守って頂けないことがある。効果的に誘導するため、ある程度色彩基準を強めた方が良いのでは。
- 委員 全国規模の企業が建築主の場合、企業カラーが決まっており、色彩変更により売り上げが低下するという意見もある。エリアの景観ビジョンを策定・公開し、色彩基準の規制がより厳しくなれば、説明・誘導しやすくなる。
- 事務局 来年度以降の業務で、マスタープランにおける各地域拠点の理想の景観ビジョンを描いた上で、景観計画における規制をどこまで高めるかを検討する。
- 委員 現在のマスタープランや景観計画の策定時から、主要用途が商業から住宅に変わるエリアが増えている。それを踏まえた上で、各エリアの景観ビジョンを策定して頂きたい。
- 事務局 了解した。そういった要素も踏まえて、担当部署が各エリアのまちづくりに関する政策や方向性を定めているため、それと連動して景観ビジョンを策定する予定。

【専門家からの意見聴取について】

- 委員 仕様書（案）の業務内容に「市民等や専門家からの意見聴取」の項目があるが、専門家からの意見聴取は任意か。
- 事務局 市としては、景観の受け手である市民等の意見と、有識者の集まりである北九州市景観審議会の意見を諮ることを必須業務としており、その他の専門家からの意見聴取は任意としている。
- 委員 専門家から意見聴取を行う場合、各地域拠点に応じて、歴史やポテンシャルなど、市民アンケート等では拾えない情報を持っている専門家にヒアリングした方が良い。
- 事務局 事業者決定後に開催予定の改定検討部会（令和8年9月予定）にて、委員の皆さまから意見を頂き、各地域拠点の専門家の提案があれば、委託事業者にヒアリングを指示する予定。

【他部署との連携・情報共有について】

- 委員 市役所内の他部署で、文化財に関する検討会議を行っており、同じように地域資源の掘り起こしや市民アンケートの話が出ているため、情報共有の上、連携して進めて頂きたい。
- 事務局 了解した。担当部署と情報を共有し、連携して業務を進める。

【効果的な広報について】

- 委員 完成後に PDF 形式の冊子データを市ホームページに掲載するだけでは、市民や事業者が届きづらい。景観の魅力やルールに共感して頂くため、映像や動画などを作成し、効果的に見せる方法を考えた方が良い。
- 事務局 了解した。今年度の委託業務が進み、次々回の改定検討部会（令和9年1月予定）に諮る際に、改めて委員の皆さまから意見を頂く。